

特定資産(特定預金)取扱要領

本要領は、公益社団法人東京都府中市歯科医師会（以下、「本会」という）における特定資産における特定預金に関する取扱いについて規定したものである。

（目 的）

- 第 1 条 本会は、公益目的事業、収益事業、共益事業及び管理費（以下、「事業等」という）について、その運用収益を特定した事業等に係る支出に充当することを目的として預金に預け入れ、個別に管理することができる（以下、「特定預金」という）。なお、当該特定預金から得られる収益は当初設定した目的以外には使用できないものとする。
2. 特定預金は、その総額を総会の決議により定め、その範囲内において個々の事業等への設定金額を理事会の決議に委ねるものとする。

（積立及び運用方法）

- 第 2 条 特定預金への積立は、各事業等に対し元本が個別に区分することができ、元本割れのリスクが少なく、かつ容易に取崩しができない固定性預金によって単利で運用するものとする。

（財務諸表上の表示）

- 第 3 条 特定預金はその使用目的を明確にするため、貸借対照表上、固定資産の部に特定資産の一部として表示するものとする。

（元本及び収益の取扱い）

- 第 4 条 特定預金は、当該事業等へ安定した財源を確保するため、当初設定した元本の取崩しは、第 6 条に規定する事項以外には行なわず、その元本から得られる収益のみを当該事業等の支出に充てるものとする。

（特定資産台帳）

- 第 5 条 特定預金は、使用の目的、預入先（金融機関、預金の種類、預入期間）、残高を個別に区分した特定資産台帳を作成し管理しなければならない。

（取 崩 し）

- 第 6 条 特定預金の取崩しは、その元本の取崩しを行なわないことにより、本会の運営が著しく支障をきたす恐れがあると認められる場合に限り、理事会の決議を経て、その一部又は全部を取崩す事ができるものとする。

（改 廃）

- 第 7 条 本要領を変更又は廃止する場合には総会の決議を要する。

附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。